椎場二八三八の一・二八三八の三・二八九二の一七・二八九二の二〇（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、字東荒鼻五七七の三〇、五七七の三一、五七七の四〇、五七七の四二、字琵琶ノ首二八一五の四、二八一五の一六、二八一五の三三、二八一五の三五、二八一五の三六、二八二六の七、字松平二八三五の二、二八三五の四から二八三五の六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十七年二月二十五日農林省告示第二百二十八号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日光市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県足利市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

足利市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字内野一五の三、二八七の八、二八七の一〇、二八八の一、二八八の五、三一八の三の二、三一八〇の二の三、字葛籠五七〇の二、八四二の二、八四三から八四八まで、字中村六五の二、六五の三、六五の五、三二三の一、三二三の二、三二五の一、三二五の二、三四四の二、字光清二八三の一、二八四、三〇六、三〇七の一、三〇七の一四、三一〇、三一二から三二〇まで、三二二、三二七、三二八、足代字山分四五八九の九六の一、四五八九の九七、四五八九の一一一の二、四五八九の一一二の二、四五八九の一一三の二、四五八九の一一四の一、四五八九の一一五の一、四五八九の一一五の二、四五八九の一一七の二、四五八九の一一八の二、四五八九の一一九、四五八九の一一九の二、四五八九の一一九の三、四五八九の一二〇の二、四五八九の一〇八六、四五八九の二〇六七、四五八九の二一八九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町金持字朝刈一〇二四の九二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十二号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第一条ただし書の規定に基づき、昭和五十三年通商産業省告示第四百三十七号（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第一条ただし書の規定に基づく印紙をもつて納付することができる手数料）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年三月二十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第三号中「法第十八条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第四号中「第八十一条第一項」を「第八十二条第一項」に改める。